

三菱電機製小荷物専用昇降機(機種名称「Eシリーズ」)所有のお客様へ  
部品供給終了のお知らせ

平素より三菱電機製小荷物専用昇降機をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社製小荷物専用昇降機(機種名称「Eシリーズ」)においては、既に同型機種の生産を中止しており、機能維持のための保守部品の一部(当該機種固有の部品)に供給困難となるものが生じております。

これまで生産中止となった機種の保守部品については、当社系列メンテナンス会社と連携し、素材・素子の備蓄や、個別設計による代替制作等によって最大限安定的な供給に努めてまいりましたが、当該機種固有の部品については、製造のための素材・素子の確保ができないばかりか、製造設備や技術者の確保・維持も困難となり、供給を継続することが限界になりつつあります。

つきましては、今後も最大限の努力はするものの、当該機種固有の部品については**2025年3月末\***をもって供給を終了させていただきますので、何とぞ事情ご賢察賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象となる小荷物専用昇降機

機種名称		標準生産期間	部品供給期限(最長*)
小荷物専用昇降機 テーブルタイプ・フロアタイプ・ユニットタイプ	Eシリーズ	1995年～2004年	2025年3月

※当該部品の在庫状況により早まる可能性があります。

2. 部品供給終了に伴いご注意いただきたいこと及び今後のご対応について

(1) ご注意いただきたいこと

当該部品(添付資料に記載の供給終了部品)は小荷物専用昇降機の所期性能を発揮させるための重要な部品です。故障が発生した際は、着床誤差の増大、階間停止などが発生し、それに起因する利用者災害や運搬物の破損などの事故につながる可能性があります。

供給終了後に故障が発生した場合は復旧が不可能となり、小荷物専用昇降機を使用できなくなりますので、あらかじめご承知おき願います。

(2) 今後のご対応

安全性、信頼性、機能性、省エネ性が向上する最新の小荷物専用昇降機へリニューアルをご検討賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3. 小荷物専用昇降機の耐用年数及び保守部品の供給期間について

(1) 耐用年数

エレベーターの法定償却耐用年数(大蔵省令第15号による)は17年と定められております。

(2) 保守部品の供給期間

当社におきましては、保守部品の供給期間は原則として同型機種標準生産中止後20年をめぐとしております。

該当のお客様には、当社系列メンテナンス会社である三菱電機ビルテクノサービス株式会社からご連絡申し上げます。

○本件のお問合せ窓口:

<http://www.mitsubishielectric.co.jp/elevator/contact/index.html>

## 部品供給終了に伴いご注意くださいこと (小荷物専用昇降機 (E シリーズ))

2025年3月末※をめぐりに本紙に記載の部品につきまして、供給を終了させていただきます。  
本紙に記載の注意事項につきまして、あらかじめご了承お願い申し上げます。  
※供給期限は当該部品の在庫状況により早まる可能性があります。

### ⚠ 注意



事故のおそれがありますので、部品供給終了後に故障が発生した小荷物専用昇降機は使用しないでください。



供給終了部品の交換による復旧はできません。



供給終了部品が故障した場合、起動不能、階間停止、着床誤差の増大などが発生し、利用者災害や運搬物の破損など事故発生リスクが拡大します。

#### <供給終了部品の構成・機能>

- 制御盤  
・電子機器等で構成されており、巻上機・電動機を制御し、小荷物専用昇降機の運行を制御します。
- 操作盤・インターホン  
・各階にてカゴを呼ぶ操作盤と、各階間の連絡に使用するインターホンで構成されています。  
※インターホンは装備されていない場合があります。

<概略図> ※概略図は代表例を記載しております。

